



# 人工透析が必要な高齢者への支援について

令和5年6月27日  
神奈川県高齢福祉課

- 1 本県における高齡透析患者数の推計 **P 2～5**
- 2 高齡透析患者に関する学会報告 **P 6～14**  
【日本透析医会介護委員会報告】  
「介護関連入居施設側からみた透析患者や透析医療に関する意識および実態調査」結果の概要
- 3 本日、ご意見をいただきたい内容 **P 15**
- 4 参考資料 **P 16～24**

# 1 透析患者数（全国）推計（透析患者に占める高齢者の割合）

厚生労働省NDBオープンデータ分析サイト（第7回NDBオープンデータ 診療年月：2020年04月～2021年03月）

【分類コード・名称：J038 人工腎臓】

診療行為コード	診療行為	点数	総計 全年齢 (算定回数)		高齢者 男性			高齢者 女性		
			外来	入院	65～74歳	75～84歳	85歳以上	65～74歳	75～84歳	85歳以上
140007710	人工腎臓（1日につき）（その他の場合）	1,580	572,157	605,531	236,733	232,132	68,635	123,240	125,013	60,177
140057810	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1） （4時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	1,924	5,758,043	1,365,264	1,172,010	1,484,449	773,225	738,170	1,002,135	711,718
140057910	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1） （4時間以上5時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,084	30,499,170	2,553,060	7,283,713	5,965,115	1,841,489	3,660,085	3,240,111	1,315,562
140058010	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1） （5時間以上）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,219	3,815,135	146,834	855,444	431,347	96,647	353,414	230,754	77,102
140058110	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2） （4時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	1,884	187,571	15,955	33,456	40,551	23,363	20,701	26,888	19,956
140058210	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2） （4時間以上5時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,044	851,170	25,316	187,080	156,732	46,191	92,734	81,853	32,460
140058310	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2） （5時間以上）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,174	47,076	436	9,566	3,684	836	6,053	2,365	308
140058410	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3） （4時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	1,844	39,285	20,464	11,607	11,053	5,229	5,879	8,868	4,741
140058510	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3） （4時間以上5時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	1,999	188,080	44,719	52,423	41,425	9,618	25,231	19,581	7,353
140058610	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3） （5時間以上）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,129	12,215	1,335	2,777	1,415	199	925	635	189
140060210	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1） （4時間未満）（イを除く。）	1,798	113,803	23,120	25,058	29,787	12,050	14,928	19,003	11,172
140060310	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1） （4時間以上5時間未満）（ロを除く。）	1,958	486,456	51,581	128,304	96,795	27,372	62,026	51,633	16,056
140060410	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1） （5時間以上）（ハを除く。）	2,093	61,516	4,023	14,224	6,451	1,636	3,742	3,097	1,511
140060510	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2） （4時間未満）（イを除く。）	1,758	1,567	523	424	433	133	222	201	77
140060610	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2） （4時間以上5時間未満）（ロを除く。）	1,918	14,350	660	3,974	1,444	127	917	611	266
140060710	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2） （5時間以上）（ハを除く。）	2,048	2,589	28	414	52	0	21	164	0
140060810	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3） （4時間未満）（イを除く。）	1,718	1,103	1,193	442	502	100	98	316	101
140060910	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3） （4時間以上5時間未満）（ロを除く。）	1,873	4,174	1,507	877	1,196	384	703	639	377
140061010	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3） （5時間以上）（ハを除く。）	2,003	242	70	113	0	0	0	0	0
年間 算定回数			42,655,702	4,861,619	10,018,639	8,504,563	2,907,234	5,109,089	4,813,867	2,259,126
月平均 算定回数			3,554,642	405,135	834,887	708,714	242,270	425,757	401,156	188,261
人工透析 患者数（推計）（月12回で試算）			<b>296,220</b>	<b>33,761</b>	69,574	59,059	20,189	35,480	33,430	15,688
全国 人工透析 患者数（推計）			<b>329,981</b>		<b>21.1%</b>	<b>17.9%</b>	<b>6.1%</b>	<b>10.8%</b>	<b>10.1%</b>	<b>4.8%</b>
人工透析患者に 占める高齢者の割合 (233,297人)					45.1%			25.6%		
					70.7%					
					65～74歳		75～84歳		85歳以上	
					31.8%		28.0%		10.9%	

# 1 透析患者数推計 都道府県比較（人口が全国10位までの都道府県）

厚生労働省NDBオープンデータ分析サイト（第7回NDBオープンデータ 診療年月：2020年04月～2021年03月）

【分類コード・名称：J038 人工腎臓】

人口多い順⇒

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

診療行為コード	診療行為	点数	全国 総計 (算定回数)	東京都	神奈川県	大阪府	愛知県	埼玉県	千葉県	兵庫県	北海道	福岡県	静岡県
140007710	人工腎臓（1日につき）（その他の場合）	1,580	1,177,688	134,787	67,531	75,056	49,319	69,418	50,950	57,525	68,058	45,532	36,987
140057810	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1）（4時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	1,924	7,123,307	783,296	386,535	572,143	284,676	526,590	352,938	459,313	570,725	50,371	213,948
140057910	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1）（4時間以上5時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,084	33,052,230	2,925,619	2,184,060	2,237,242	2,130,947	1,770,664	1,538,497	1,273,716	1,246,700	1,046,171	1,168,305
140058010	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1）（5時間以上）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,219	3,961,969	191,432	120,029	174,743	153,548	92,733	130,884	146,376	133,189	822,189	45,132
140058110	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2）（4時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	1,884	203,526	28,146	15,885	0	0	21,615	4,372	8,433	11,631	1,306	35,640
140058210	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2）（4時間以上5時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,044	876,486	110,169	124,473	0	0	117,769	60,326	30,251	9,519	16,771	78,591
140058310	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2）（5時間以上）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,174	47,512	8,186	3,843	0	0	9,831	5,949	954	172	5,894	1,453
140058410	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3）（4時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	1,844	59,749	7,959	3,970	12,836	799	1,764	850	2,631	8,498	277	3,495
140058510	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3）（4時間以上5時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	1,999	232,799	33,892	25,366	22,035	3,872	5,273	3,586	2,215	12,218	2,056	38,083
140058610	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3）（5時間以上）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,129	13,550	1,190	549	1,640	192	94	107	170	2,158	533	2,079
140060210	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1）（4時間未満）（イを除く。）	1,798	136,923	11,641	8,163	7,839	758	5,999	14,832	6,044	27,807	376	2,677
140060310	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1）（4時間以上5時間未満）（ロを除く。）	1,958	538,037	60,278	34,124	37,243	6,374	26,422	29,593	21,498	54,842	25,506	17,086
140060410	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1）（5時間以上）（ハを除く。）	2,093	65,539	6,463	761	3,522	209	681	2,783	2,221	3,890	13,049	1,346
140060510	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2）（4時間未満）（イを除く。）	1,758	2,090	14	0	0	0	101	0	13	361	0	124
140060610	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2）（4時間以上5時間未満）（ロを除く。）	1,918	15,010	0	0	0	0	268	0	28	1,049	0	140
140060710	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2）（5時間以上）（ハを除く。）	2,048	2,617	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
140060810	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3）（4時間未満）（イを除く。）	1,718	2,296	218	47	761	112	13	23	174	130	0	35
140060910	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3）（4時間以上5時間未満）（ロを除く。）	1,873	5,681	1,583	91	569	391	12	49	74	137	0	499
140061010	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3）（5時間以上）（ハを除く。）	2,003	312	142	0	0	27	0	0	0	0	47	0
年間 算定回数			47,517,321	4,305,015	2,975,427	3,145,629	2,631,224	2,649,247	2,195,739	2,011,636	2,151,084	2,030,078	1,645,620
月平均 算定回数			3,959,777	358,751	247,952	262,136	219,269	220,771	182,978	167,636	179,257	169,173	137,135
人工透析 患者数（推計）（月12回で試算） A			329,981	29,896	20,663	21,845	18,272	18,398	15,248	13,970	14,938	14,098	11,428
人工透析 高齢者患者数（推計）（A×70.7%で試算）			233,297	21,136	14,609	15,444	12,919	13,007	10,780	9,877	10,561	9,967	8,080

透析患者多い順⇒

1 3 2 5 4 6 9 7 8 10

○本県は、東京都（29,896人）、大阪府（21,845人）に次いで人工透析患者数が多く20,633人、内、高齢者は14,609人と推計

# 1 二次医療圏別・透析患者数推計【分類コード・名称：J038 人工腎臓】

厚生労働省NDBオープンデータ分析サイト（第7回NDBオープンデータ 診療年月：2020年04月～2021年03月）

【分類コード・名称：J038 人工腎臓】

診療行為コード	診療行為	点数	圏域計	二次医療圏								
				横浜	川崎北部	川崎南部	相模原	横須賀・三浦	県央	湘南東部	湘南西部	県西
140007710	人工腎臓（1日につき）（その他の場合）	1,580	67,488	24,610	5,397	4,830	8,396	5,862	8,292	3,496	4,882	1,723
140057810	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1）（4時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	1,924	386,499	181,686	21,969	32,676	27,650	32,352	31,632	29,181	18,954	10,399
140057910	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1）（4時間以上5時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,084	2,184,003	824,941	116,356	144,566	210,300	223,159	264,849	155,590	158,523	85,719
140058010	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1）（5時間以上）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,219	120,029	63,193	4,677	8,485	5,886	4,029	13,017	8,793	5,422	6,527
140058110	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2）（4時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	1,884	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140058210	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2）（4時間以上5時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,044	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140058310	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2）（5時間以上）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,174	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140058410	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3）（4時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	1,844	845	307	538	-	-	-	-	-	-	-
140058510	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3）（4時間以上5時間未満）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	1,999	14,813	174	1,301	-	-	13,338	-	-	-	-
140058610	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3）（5時間以上）（別に厚生労働大臣が定める患者に限る。）	2,129	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140060210	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1）（4時間未満）（イを除く。）	1,798	7,951	1,739	244	-	116	-	101	1,723	869	3,159
140060310	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1）（4時間以上5時間未満）（ロを除く。）	1,958	34,005	5,400	2,077	681	3,882	208	1,580	5,147	2,353	12,677
140060410	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合1）（5時間以上）（ハを除く。）	2,093	448	99	77	-	-	-	-	-	-	272
140060510	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2）（4時間未満）（イを除く。）	1,758	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140060610	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2）（4時間以上5時間未満）（ロを除く。）	1,918	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140060710	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合2）（5時間以上）（ハを除く。）	2,048	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140060810	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3）（4時間未満）（イを除く。）	1,718	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140060910	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3）（4時間以上5時間未満）（ロを除く。）	1,873	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140061010	人工腎臓（1日につき）（慢性維持透析を行った場合3）（5時間以上）（ハを除く。）	2,003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
年間 算定回数			2,816,081	1,102,149	152,636	191,238	256,230	278,948	319,471	203,930	191,003	120,476
月平均 算定回数			234,673	91,846	12,720	15,937	21,353	23,246	26,623	16,994	15,917	10,040
人工透析 患者数（推計）（月12回で試算）			19,556	7,654	1,060	1,328	1,779	1,937	2,219	1,416	1,326	837
人工透析 高齢者患者数（推計）（A×70.7%で試算）			13,826	5,411	749	939	1,258	1,370	1,569	1,001	938	592
政令3市(8,358人) 60.4%			100.0%	39.1%	5.4%	6.8%	9.1%	9.9%	11.3%	7.2%	6.8%	4.3%

※集計結果が10未満および算定医療機関が3未満の場合は「-」で表示（10未満の箇所が1箇所の場合は10以上の最小値を全て「-」で表示）

# 二次医療圏別・透析患者数推計

【分類コード・名称：J038 人工腎臓】

厚生労働省NDBオープンデータ分析サイト（第7回NDBオープンデータ 診療年月：2020年04月～2021年03月）

二次医療圏	介護施設 計			人工透析実施医療機関 計											75歳以上透析患者数 推計 C	1人工透析実施医療機関当たり 75歳以上透析患者数 C/B	1介護施設当たり75歳以上透析患者数 C/A	
	合計 A	入所型 介護施設	特定 施設	合計 B	(内、在宅療養支援診療所)						(内、在宅療養(後方)支援病院)							
					診療所	支援診1 (単独型)	支援診2 (連携型)	支援診3 (その他)	病院	支援病1 (単独型)	支援病2 (連携型)	支援病3 (その他)	在後病					
横浜	946	738	208	110	67	(2)	(0)	(1)	(1)	43	(21)	(2)	(8)	(6)	(5)	2,977	27.1	3.1
川崎北部	275	193	82	19	12	(1)	(0)	(1)	(0)	7	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	412	21.7	1.5
川崎南部	135	105	30	17	8	(0)	(0)	(0)	(0)	9	(3)	(0)	(0)	(0)	(3)	517	30.4	3.8
相模原	204	169	35	24	12	(1)	(0)	(0)	(1)	12	(5)	(0)	(2)	(1)	(2)	692	28.8	3.4
横須賀・三浦	230	174	56	19	10	(2)	(0)	(0)	(2)	9	(3)	(0)	(0)	(1)	(2)	754	39.7	3.3
県央	189	147	42	29	17	(1)	(0)	(0)	(1)	12	(3)	(0)	(2)	(0)	(1)	863	29.8	4.6
湘南東部	174	128	46	20	11	(2)	(0)	(0)	(2)	9	(5)	(1)	(2)	(0)	(2)	551	27.6	3.2
湘南西部	169	117	52	20	12	(0)	(0)	(0)	(0)	8	(2)	(0)	(0)	(1)	(1)	516	25.8	3.1
県西	117	88	29	14	7	(1)	(0)	(0)	(1)	7	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	325	23.2	2.8
合計	2,439	1,859	580	272	156	(10)	(0)	(2)	(8)	116	(44)	(3)	(14)	(9)	(18)	7,607	28.0	3.1

※ 人工透析実施医療機関は、関東信越厚生局神奈川事務所公表の施設基準届出一覧(令和5年3月1日時点)において人工腎臓(J038)の届出をしている医療機関を抽出

※ 在宅療養支援診療所、在宅療養(後方)支援病院は、関東信越厚生局神奈川事務所公表の施設基準届出一覧(令和5年3月1日時点)において当該施設基準の届出をしている医療機関を抽出

※ 介護施設数は、JMAP(地域医療情報システム)から転記(介護施設情報2022年9月時点)

※ 入所型施設:特養(地域密着型を含む)、老健、介護療養型医療施設、介護医療院、グループホーム、小多機、看多機の集計

二次医療圏	透析患者数 推計	割合	75歳以上 透析患者数 推計
	①	②	①×②
横浜	7,654	0.389	2,977
川崎北部	1,060	0.389	412
川崎南部	1,328	0.389	517
相模原	1,779	0.389	692
横須賀・三浦	1,937	0.389	754
県央	2,219	0.389	863
湘南東部	1,416	0.389	551
湘南西部	1,326	0.389	516
県西	837	0.389	325
合計	19,556	0.389	7,607

## 2 高齢透析患者に関する学会報告について

### 【日本透析医会介護委員会報告】

「介護関連入居施設側からみた透析患者や透析医療に関する意識および実態調査」  
結果の概要について

#### ○調査対象及び方法

・福岡県内の介護関連入居施設を対象に2018年8月にアンケート調査（郵送）※を実施

※アンケート調査項目は、[参考資料の2ページ参照](#)

#### 【施設類別調査結果の概要】 調査項目：透析患者の受入れ状況について

		合計	特養	老健	介医型	特定型	認知型	住宅型	サ高住
調査施設数	A	2,418	406	180	71	245	673	646	197
回答施設数	B	1,914	338	132	50	224	517	510	143
回答率 (%)	B/A	79.2%	83.3%	73.3%	70.4%	91.4%	76.8%	78.9%	72.6%
現在、透析患者を受入れ中	C	434	58	10	1	90	33	180	62
受入率 (%)	C/B	<b>22.7%</b>	<b>17.2%</b>	<b>7.6%</b>	<b>2.0%</b>	40.2%	<b>6.4%</b>	35.3%	43.4%
過去5年間、受入れ実績有	D	639	83	17	3	136	63	262	75
受入率 (%)	D/B	<b>33.4%</b>	<b>24.6%</b>	<b>12.9%</b>	<b>6.0%</b>	60.7%	<b>12.2%</b>	51.4%	52.4%

#### 【ポイント】

- 透析患者の受入れ実績では、**介医型（介護療養型医療施設・介護医療院）、認知型（グループホーム）、老健（介護老人保健施設）、特養（介護老人福祉施設）**で受入率が低い。
- 一方、**特定型（介護付有料老人ホーム、ケアハウス、軽費老人ホーム）、住宅型（住宅型有料老人ホーム）、サ高住（サービス付き高齢者住宅）**で受入率が高い。

## 2 高齢透析患者に関する学会報告【施設類別調査結果の概要】

### 調査項目：介護施設の経営母体で透析医療を実施しているか？

		合計	特養	老健	介医型	特定型	認知型	住宅型	サ高住
調査施設数	A	2,418	406	180	71	245	673	646	197
回答施設数	B	1,914	338	132	50	224	517	510	143
回答率 (%)	B/A	79.2%	83.3%	73.3%	70.4%	91.4%	76.8%	78.9%	72.6%
経営母体で透析医療を実施しているか									
同じ敷地内で実施	①	42	1	17	5	3	4	6	6
別の離れた場所で実施	②	103	15	11	3	19	21	27	7
実施していない	③	1,769	322	104	42	202	492	477	130
計	④	1,914	338	132	50	224	517	510	143
実施率 ((①+②) / ④)	%	7.6%	<b>4.7%</b>	<b>21.2%</b>	<b>16.0%</b>	9.8%	<b>4.8%</b>	6.5%	9.1%
内、同じ敷地内で実施 (① / ④)	%	2.2%	0.3%	<b>12.9%</b>	<b>10.0%</b>	1.3%	0.8%	1.2%	4.2%
未実施率 (③ / ④)	%	<b>92.4%</b>	95.3%	78.8%	84.0%	90.2%	95.2%	93.5%	90.9%

#### 【ポイント】

- 介護施設の経営母体は全体の92.4%で透析医療との関連はなく、同じ敷地内で透析が可能な介護施設は、2.2%
- 老健、介医型の経営母体では、それぞれ21.2%、16.0%と実施率が他の施設に比べ高い。
- 一方、特養、認知型の経営母体では、それぞれ4.7%、4.8%と実施率が低い。

※参考資料の3ページをもとに作成



## 2 高齢透析患者に関する学会報告【施設類別調査結果の概要】

### 経営母体の透析関連性別・過去5年間の透析患者受け入れ率

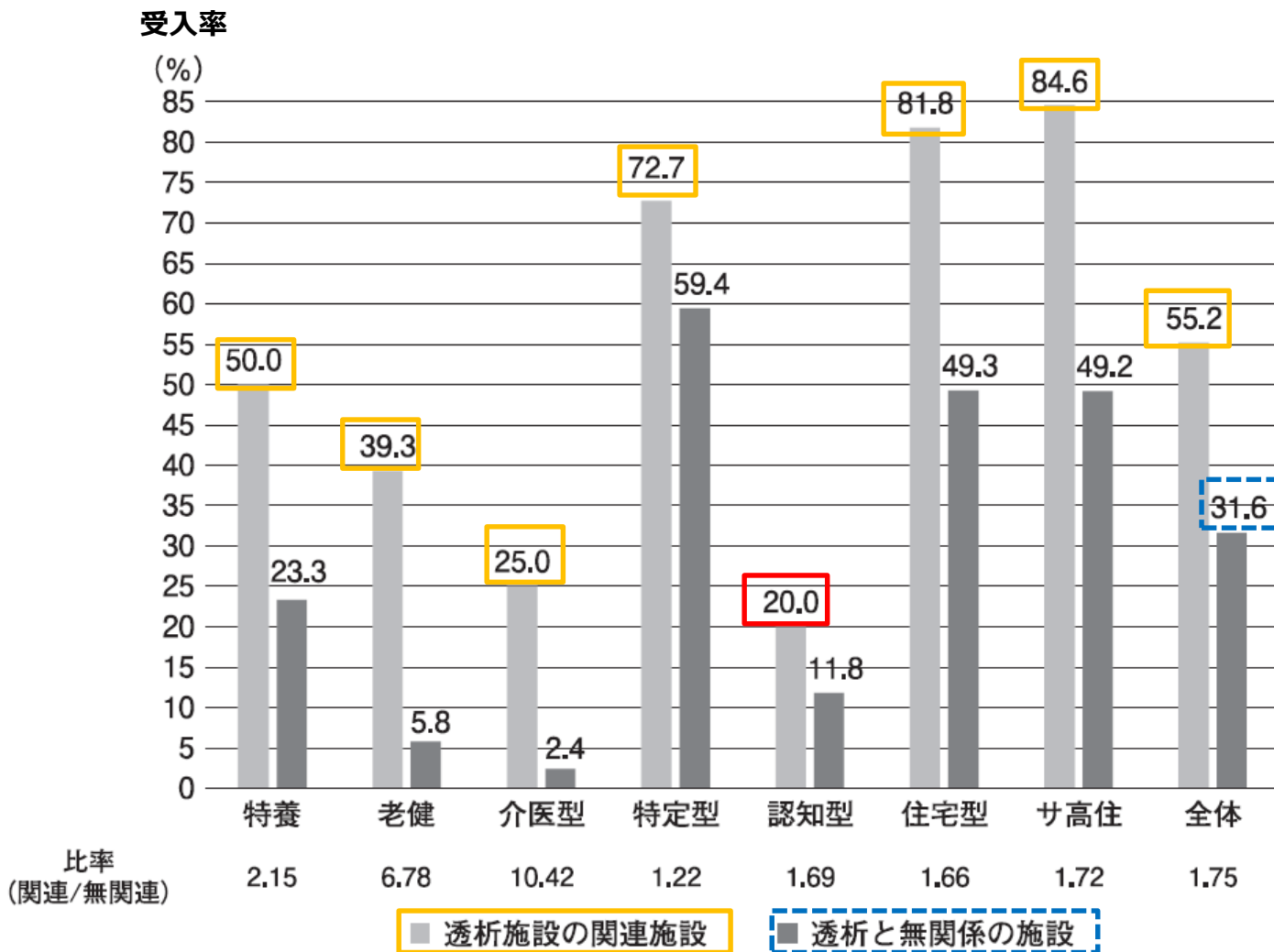


図2 経営母体の透析関連性別・施設類別過去5年間の透析患者受入れ率

#### 【ポイント】

○ 透析医療機関と経営的に関連性がある介護施設とそうでない（無関係の）施設を比較すると、関連性のある施設の5年間受入れ経験率は55.2%であるのに対し、無関係の施設は、31.6%と明らかな差が認められる。

○ 受入れ率の低い特養、老健、介医型においても、透析施設の関連施設においては、無関係の施設よりも受入れ率の割合が有意に高い。



経営母体が透析を行っているかどうかは患者受入れ率に大きな影響を与えていると考えられるが、認知型では、20.0%と受入れ率は相対的に低い。

※参考資料の5ページをもとに作成

## 過去5年間の透析患者受入れ経験別・介護施設全体の概要

質問項目	経験有り 施設数	経験無し 施設数	比	%
			有/無	有/総数
	①	②	①/②	①/(①+②)
<b>毎月の自己負担の総額は？</b>				
12万円未満	223	609	0.37	26.8%
16万円未満	288	523	0.55	35.5%
20万円未満	99	129	0.77	43.4%
24万円未満	23	13	1.77	63.9%
24万円以上	6	1	6.00	<b>85.7%</b>
<b>施設内に看護師はいますか？</b>				
常時いる	213	345	0.62	<b>38.2%</b>
いるが、常時ではない	337	677	0.50	33.2%
通常いない	89	253	0.35	26.0%

## 【ポイント】

- 介護施設入居費の月額比較では、入居費用が高い施設ほど透析患者の受入れ経験率が高い傾向が認められる。
- 看護師の勤務状況を見ると、看護師が常時勤務している割合が高いほど受入れ経験率が高い。

※参考資料の5・6ページをもとに作成

## 2 高齢透析患者に関する学会報告【施設類別調査結果の概要】

### 施設別・過去5年間の受入れ経験別・受入れ困難の主な理由

施設数	特養			老健			介医型			特定型			認知型			住宅型			サ高住		
	全体	受入れ経験あり	経験なし	全体	受入れ経験あり	経験なし	全体	受入れ経験あり	経験なし	全体	受入れ経験あり	経験なし	全体	受入れ経験あり	経験なし	全体	受入れ経験あり	経験なし	全体	受入れ経験あり	経験なし
施設数	338	83	255	132	17	115	50	3	47	224	136	88	517	63	454	510	262	248	143	75	68
5年受入れ経験率	24.6%			12.9%			6.0%			60.7%			12.2%			51.4%			52.4%		
受入れ困難な理由																					
急変不安	23.4	30.1	21.2	26.5	52.9	22.6	18.0	66.7	14.9	26.8	29.4	22.7	15.1	30.2	13.0	22.3	30.2	14.1	26.6	22.7	33.3
知識不足	3.6	0	4.7	3.8	0	4.3	4.0	0	4.3	4.0	0	10.2	7.2	4.8	7.5	4.5	3.8	5.2	4.2	2.7	6.3
食事管理	1.5	1.2	1.6	0	0	0	0	0	0	3.1	2.9	3.4	5.6	4.8	5.7	6.3	4.2	8.5	9.1	9.3	9.5
感染不安	0	0	0	0.8	0	0.9	0	0	0	0	0	0	0.4	0	0.4	0.6	0.4	0.8	0.7	0	1.6
送迎問題	47.3	45.8	47.8	12.9	17.6	12.2	16.0	0	17.0	40.2	42.6	36.4	24.8	27.0	24.4	20.8	19.1	22.6	18.2	24.0	12.7
医療対応	8.3	0	11.0	2.3	0	2.6	10.0	0	10.6	4.0	0.7	9.1	25.7	1.6	29.1	9.8	3.8	16.1	5.6	0	12.7
職員理解	7.1	4.8	7.8	9.1	0	10.4	6.0	0	6.4	3.1	2.2	4.5	9.7	4.8	10.4	5.9	4.2	7.7	1.4	0	3.2
制度問題	1.5	2.4	1.2	41.7	5.9	47.0	32.0	0	34.0	0.9	1.5	0	1.9	0	2.2	6.1	3.4	8.9	4.9	5.3	4.8
不安感無	7.4	15.7	4.7	3.0	23.5	0	14.0	33.3	12.8	17.9	20.6	13.6	9.7	27.0	7.3	23.7	30.9	16.1	29.4	36.0	23.8

急変不安：急に悪化した際の対応をどうするか心配  
 知識不足：透析患者のことをよく知らないので心配  
 食事管理：食事管理が難しそうで対応が難しい  
 感染不安：他の方に（他の方から）感染しそうで心配  
 送迎問題：透析施設へ送迎問題での対応が難しい  
 医療対応：看護師や医師が居ないので受入れをしない方針  
 職員理解：スタッフ全員の理解が得られないと難しい  
 制度問題：その他、介護保険制度上の諸問題で困難が生じる  
 不安感無：受入れが困難という認識は特にはない

【網かけ種類の定義】

（列内 最多）

（列内 2位）

（列内 3位）

【ポイント】施設別・受入れ困難理由について

- 特養・特定型では、「送迎問題」の割合が最も高い。
- 老健・介医型では、「制度問題」の割合が最も高い。
- 認知型では、「医療対応」の割合が最も高い。
- 住宅型・サ高住では、「不安感無」の割合が最も高い。
- 全般的に受入れ経験有では「不安感無」の割合が高い。

## 2 高齢透析患者に関する学会報告【施設類別調査結果の概要】

### 過去5年間の受入れ経験別・透析患者受入れに関する意識調査

	経験あり 施設数 (%)	経験なし 施設数 (%)
Q9 透析患者の受入れをどう考えますか？		
積極的に	189 (29.6)	65 (5.1)
消極的だが	163 (25.5)	144 (11.3)
軽度なら	176 (27.5)	128 (10.0)
中等度以上なら	44 (6.9)	45 (3.5)
現状では難しい	67 (10.5)	893 (70.0)
Q10 透析方法で差が出ますか？		
血液透析なら	316 (49.5)	141 (11.1)
腹膜透析なら	4 (0.6)	22 (1.7)
両方受入れたい	162 (25.4)	130 (10.2)
両方とも難しい	66 (10.3)	762 (59.8)
両方の違いを知らない	91 (14.2)	220 (17.3)
Q17 透析医による勉強会を期待しますか？		
普段から定期的な勉強会や講演会などを期待する	151 (23.6)	220 (17.3)
実際に患者が入居時に具体的な説明があればよい	318 (49.8)	249 (19.5)
受入れ予定がないので、特に必要ない	36 (5.6)	495 (38.8)
期待するが、勉強会や講演会に行く余裕がない	134 (21.0)	311 (24.4)
Q18 透析施設の見学を希望しますか？		
見学したことがあり、実際を知っている	204 (31.9)	155 (12.2)
受入れ有無にかかわらず、見学したい	137 (21.4)	253 (19.8)
受入れ要請があれば、見学したい	143 (22.4)	357 (28.0)
必要性は感じないので希望しない	155 (24.3)	510 (40.0)
Q19 透析施設への通院支援に関し、どのように考えますか？		
通院支援があれば受入れは増えると思う	502 (78.6)	550 (43.1)
通院支援サービスがあっても増えないと思う	72 (11.3)	234 (18.4)
どのような通院支援があるのか良く知らない	65 (10.2)	491 (38.5)

#### 【ポイント】

- 透析患者の受入れ意向を比較すると、経験あり施設では受入れ意向の回答が約9割を占める一方、経験なし施設では積極的な受入れは少なく、現状での受入れは困難とする施設が7割を占める。
- 透析医による勉強会や講演会への期待に関しては、経験なし施設では、受入れ予定がないので不要とする回答が最多である一方、経験あり施設では、患者の入居時に具体的な説明があればよいとする回答が約5割を占める。
- 透析施設見学の希望では、経験なし施設では希望しないとする回答が4割を占める一方、受入れ有無にかかわらず見学したい、受入れ要請があれば見学したいとする回答が約5割を占める。
- 透析施設への通院支援に関しては、受入れ経験有無にかかわらず、通院支援があれば受入れは増えると思うとする回答が最多である一方、経験なし施設では、どのような通院支援があるかよく知らないとする回答が約4割%を占める。

※参考資料の6・7ページをもとに作成

## 2 高齢透析患者に関する学会報告【施設類別調査結果の概要】

### 過去5年間に受入れ経験有りの施設が感じた問題点

	施設数	割合 (%)
Q11 他の方と比較して透析患者に問題がありましたか？		
他の方と同じだった	272	42.9
他より医療面で問題が多かった	166	26.2
他より介護面で問題が多かった	49	7.7
医療面も介護面も問題が多かった	147	23.2
Q12 初めて受入れた時の不安に比べて？		
予想通りだった	181	28.5
予想よりも問題は少なかった	263	41.5
予想よりも問題は大きかった	117	18.5
もともと不安を抱いていなかった	73	11.5
Q13 透析患者に特別な配慮をしましたか？		
特に配慮したことはない	102	16.1
様々な面でかなり配慮した	191	30.1
医療面で特に配慮した	106	16.7
介護面で特に配慮した	42	6.6
精神面で特に配慮した	25	3.9
食事面で特に配慮した	169	26.7

#### 【ポイント】

- 医療・介護面について非透析入居者と比較し透析患者に問題があったかの質問では透析患者も非透析入居者と同じであったとする回答が42.9%を占める一方、主に医療面で問題が多いとする回答が26.2%を占める。
- 初めて受入れた時の不安感について、予想よりも問題は少なかったとする回答が41.5%を占める一方、予想よりも問題は大きかったとする回答が18.5%を占める。
- 透析患者に特別な配慮をしたかの質問では、特に配慮したことはないとする回答が16.1%に留まる一方、食事面を中心に様々な配慮を入居中に要したとの回答が多くを占める。

※参考資料の8・9ページをもとに作成

## 2 高齢透析患者に関する学会報告【施設類別調査結果の概要】

### 透析施設との連携に関する介護施設からの声（参考資料の11ページから抜粋）

1. 連絡帳に体調変化等を記入し透析施設に持たせるが、返事がもらえない。不明な点は電話して連携を密にとるようにしているが、なにかと医療面での連絡が大変なことが多い。
2. 透析施設が他の病院の受診日程を決め「この日に受診させてください」と一方的に言われるが、そう簡単に連れて行けない。
3. 体調悪化しても認知症を理由に入院可能な病院が少なすぎる。介護側でやっと探して入院させたこともある。透析施設まかせにしようとは思わないが、困難な状況でも介護側に色々提言する位の責任は持ってほしい。悩ましい経験から不安が大きく、受入れを考えられない。
4. 当初は「急な体調悪化時の受入れも大丈夫」と言われていたが、実際にお願ひしたさいには拒否された。
5. 特養では送迎が介護サービスの一環として行われる介護保険制度上の問題もあり、仮に家族の協力を得ることができても制度上グレーゾーンで、問題視される場合もある。
6. 送迎のさい、到着後の透析室内での体重測定後にベッドに寝かせるまで介護スタッフが行うよう要望されたが、そこまで行うことはなかなか困難。
7. 食事方法の指示や指導があいまいで、アドバイスを期待したが難しかった。
8. 家族に渡すべき印鑑や書類を渡されるが、家族はあまり来ないので介護施設側としては困る。入居施設ではあるが家族の代理ではないので、直接家族に電話連絡等をしてほしい。
9. 薬の処方や変更のさい、理由を介護側にも教えて欲しい。患者を通じては伝わりにくいので。
10. 認知症などで安定剤を投薬しての透析後に覚醒の悪い状況で戻ってくる。その後まともに食事も入らない。電話相談するが、「透析を安全に行うため仕方ない」と言われて困った。
11. 患者本人の病識の低さが一番の問題で、振り回されることが多い。家族に相談しても理解してくれず、気苦労が多い。
12. 認知症患者などで透析時間帯にベッドサイドで同席するよう要望がある。時間も長く、付き添いしない場合は透析できないと言われても困る。
13. 各透析施設により患者の取扱い、連携の考え方や対応に差が大きいことは相当なストレス。
14. 周辺医療機関の対応拒否的な意識が変わらなければ、介護施設での受入れ困難の問題はなかなか解決しないと思う。
15. 医師や看護師が居ない施設も多く、医療機関との違いを理解して配慮いただきたい。

### 高齢透析患者の入居受入れを促進するための対策

(参考資料の1ページ【結語】を転記)

- 透析施設による勉強会の開催などの積極的な啓発活動
- ケアマネジャーを含めての密な相互連絡
- 患者急変時対応の指導や連携強化の工夫
- 送迎を含めた通院支援 など

### 3 本日、ご意見をいただきたい内容

#### (まとめ)

- 今後、**後期高齢者層の透析患者**を中心に身体機能の低下等による**自力通院の困難化**を契機に透析治療の継続が可能な介護関連入居施設への入居ニーズの増大が想定される。
- 実態調査結果では、施設サービスに着目すると、**特養**では、主に「**送迎問題**」と「**急変不安**」、**老健・介医型施設**では、主に「**制度問題**」と「**急変不安**」を理由に透析患者の受入れ率が低い。 (P10)
- 施設全般にみられる傾向として、
  - ・ **透析医療機関と経営的に関連性がある介護施設では、透析患者の受入れ率が関連性がない介護施設に比べ明らかに高い。** (P8)
  - ・ **過去に受入れ経験があると「不安感無」(受入れが困難という認識は特にない)の割合が高い。** (P10)



#### 【本日、ご意見をいただきたい内容】

- 透析患者を受け入れている介護施設の好事例をご存じでしたら、情報提供いただきたい。
- 過去に透析患者の受入れ実績がない介護施設の不安感を軽減するため、地域の医療・介護事業者において、どのような連携・取組ができるのか？



### 【参考資料一覧】

- 神奈川県 令和5年第一回定例会（令和5年2月22日）  
答弁 藤井深介議員 一般質問（③人工透析が必要な高齢者への支援について）
- 介護老人福祉施設の基準
- 介護老人福祉施設における医療の提供について
- 介護老人保健施設の概要について
- 介護医療院の概要について
- 高齢化率・高齢者年齢層の変化（2020年～2045年）  
↳ 高齢者に占める75歳以上85歳未満の割合
- 要支援・要介護高齢者の移動支援のための介護給付・事業

人工透析が必要な高齢者への支援について伺います。

2020年現在、人工透析を行っている方は県内に約2万2,000人おられ、毎年2,000人以上の方が新たに人工透析を開始されております。

全国では、透析患者の65歳以上の比率は約7割であり、本県においても、人工透析を行いながら生活されている多くの高齢者がいらっしゃいます。

先日、人工透析をされている高齢者の方々から様々なお話を伺う機会があり、特に不安を感じていることとして、介護が必要な状態になり、在宅での生活が難しくなった場合、特別養護老人ホームへ入所しながら、週3回の頻度で1回4時間と言われる通院を続けていくことは難しいということでした。

これは全国的な問題のようであり、福岡県の医療関係者が、2018年に、県内の介護施設に対し行った調査結果では、透析患者が介護施設に入りたくとも受け入れてくれる施設が少ないといった実態があるとのことでした。

その調査結果を具体的に見てみると、施設側の受入れが進まない理由としては、施設から透析医療機関への送迎問題が67%、患者の急変が56%、職員の理解が31%となっており、施設が透析医療機関への通院の付添いや送迎などに十分に対応できないことや、透析患者の介護への不安がかいま見られます。

一方、透析患者を受け入れた施設の41%は、予想より負担が少なかったと回答しており、今後、受入れ経験のない施設の方々に、実際に受け入れた施設の状況を知っていただく必要があると考えます。

本県においても、県内の透析が必要な高齢者の方々が他の高齢者の方々と同じように、特別養護老人ホームに入所できるよう、例えば、施設の皆さんに透析患者の理解を深める機会を設けるなど、入所促進に向け、一歩踏み出していくべきと考えます。

そこで、知事に伺います。

**人工透析が必要な高齢者の特別養護老人ホームへの入所促進に向けて、どのように取り組んでいくのか**、所見を伺います。

## 【知事答弁】

次に、人工透析が必要な高齢者への支援についてお尋ねがありました。

人工透析が必要な高齢者が増加する中、透析患者の方が安心して暮らすことができる環境を整えることは大変重要です。

透析患者の団体からは、医療と介護の機能を併せ持った介護医療院の整備などの要望を受けており、県は施設整備費等を補助し、現在、県内に14施設が開設されています。

一方、透析患者の中には、介護が必要となり、在宅の生活が難しくなった際に、身近な地域にある特別養護老人ホームへの入所を希望される方もいます。

特別養護老人ホームに透析患者が入所する場合、日々の細やかな体調管理に加え、週3回、1回当たり半日程度かかる通院への付添いが生じますが、この支援は介護報酬に算定されていません。

このように、手厚い人員体制が求められる上に、経営的にも大きな負担となるため、特別養護老人ホームにおいて、透析患者の受入れは進んでいない現状があります。

このため、県は、透析患者を受け入れた場合に生じる施設の負担を介護報酬でしっかりと評価するよう、国に要望しています。

一方で、透析患者を受け入れる施設もありますので、**医療機関との連携状況や通院時の対応など、受入れの好事例を医療・介護関係団体等が参加する会議で共有し、透析患者の受入れに向けた意見交換を行っていきます。**

県は、透析患者をはじめ、全ての高齢者が希望する介護サービスの提供を受けながら、安心して暮らしていけるよう、取り組んでまいります。

## 介護老人福祉施設の基準

介護老人福祉施設においてサービスを提供するために必要な職員・設備等は次の通り。

### ○人員基準

医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
生活相談員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
介護職員 又は看護職員	入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
栄養士 又は管理栄養士	1以上
機能訓練指導員	1以上
介護支援専門員	1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする）

### ○設備基準

居室	原則定員1人 入所者1人当たりの床面積10.65㎡以上
医務室	医療法に規定する診療所とすること
食堂及び機能訓練室	床面積入所定員×3㎡以上
廊下幅	原則1.8m以上
浴室	要介護者が入浴するのに適したものとすること

ユニット型介護老人福祉施設の場合、上記基準に加え、以下が必要

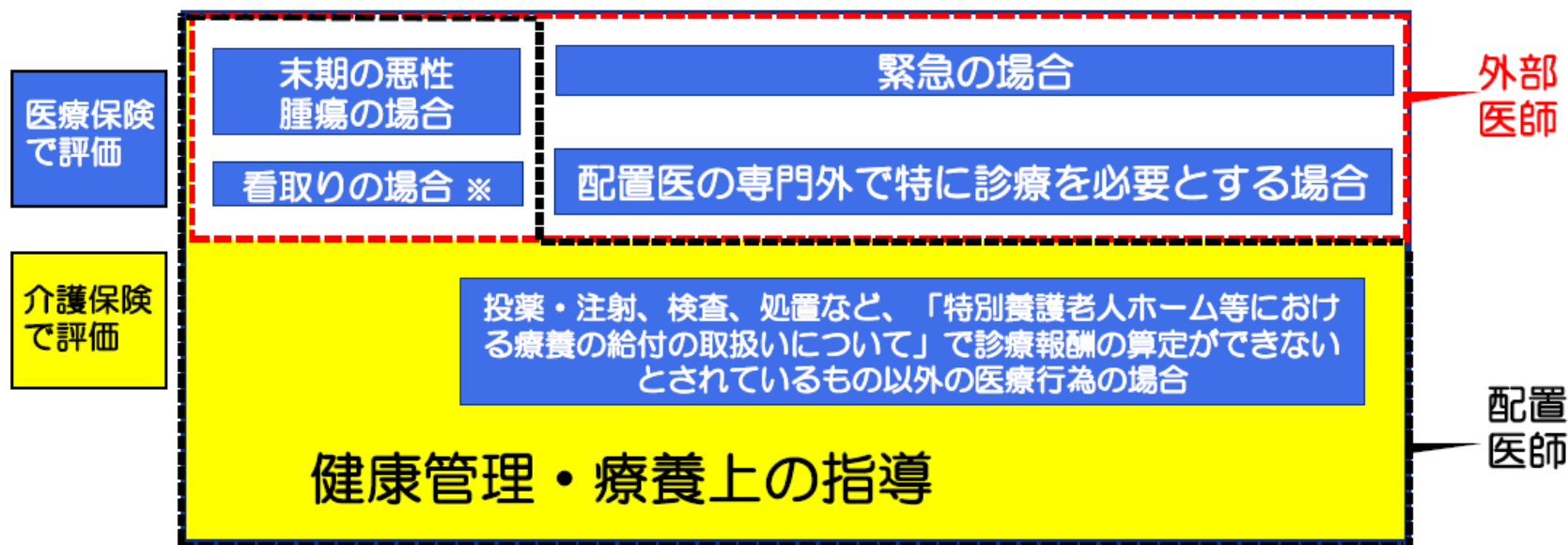
- ・ 共同生活室の設置
- ・ 居室を共同生活室に近接して一体的に設置
- ・ 1のユニットの定員は原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの
- ・ 昼間は1ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員、夜間は2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- ・ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 等



## 介護老人福祉施設における医療の提供について

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、基準上、入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとされており、この配置医師が行う健康管理及び療養上の指導は介護報酬で評価されるため、初診・再診料等については、診療報酬の算定はできない。
- 一方で、配置医師以外の医師（外部医師）については、（１）緊急の場合、（２）配置医師の専門外の傷病の場合、（３）末期の悪性腫瘍の場合、（４）在宅療養支援診療所等の医師による看取りの場合には、入所者を診ることができるとされており、診療報酬上の「在宅患者訪問診療料」等の算定が可能である。
- こうした入所者に対する医療行為の報酬上の評価の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号厚生労働省保険局医療課長通知。令和4年3月25日一部改正）で規定している。

医療保険・介護保険の役割のイメージ



※ 在宅療養支援診療所等の医師による看取りの場合に限る。

## 介護老人保健施設の概要

### 〔定義〕 地域包括ケア強化法による改正前（介護保険法第8条第28項）

介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

### 〔定義〕 地域包括ケア強化法による改正後（介護保険法第8条第28項）


＜平成29年6月2日公布、平成30年4月1日施行＞

介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

### (基本方針)

第一条の二 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年三月三十一日)(厚生省令第四十号))

- 
- 在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点となる施設
  - リハビリテーションを提供する機能維持・改善の役割を担う施設

## 介護医療院の概要

(定義) (介護保険法第8条第29項)

介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

(基本方針)

第二条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成30年厚生省令第5号))



○医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設

(参考1) 介護老人福祉施設の定義

老人福祉法第二十条の五 に規定する特別養護老人ホーム (入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。) であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設

(参考2) 介護老人保健施設の定義

要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようになるための支援が必要である者 (その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。) に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたもの

# 高齢化率・高齢者年齢層の変化（2020年(R2)～2045年(R27)）

神奈川県高齢福祉課作成

## 【ポイント】

- 2025年に28市町村で高齢者に占める75歳以上85歳未満の割合が最多
- 当該年齢区分で高齢者に占める新規認定者の割合が最多（県：48.2%）
- 本県の新規認定者の平均年齢は80.9歳（R2実績）
- 本県の新規認定者の認定区分は、要支援1と要介護1が多い(R2実績)

## 【高齢者における新規認定者（要支援・要介護）の年齢構成】

年齢区分	全国		神奈川県	
	新規認定者数	構成比	新規認定者数	構成比
65歳以上74歳未満	234,401	18.8	16,778	19.5
75歳以上85歳未満	559,357	44.8	41,570	47.4
85歳以上	455,907	36.5	27,922	33.1
合計	1,249,665	100.0	86,270	100.0

地域包括ケア「見える化」システムから抽出：（時点）令和3年(2021年)

## 【新規要支援・要介護認定者の平均年齢】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全国	80.7	80.8	80.9	81.4	81.4	81.5
神奈川県	80.0	80.2	80.3	80.8	80.9	81.0

地域包括ケア「見える化」システムから抽出（時点）令和3年(2021年)

## 【新規要支援・要介護認定者における認定区分の状況】

単位：%

認定区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全国	26.0	17.0	24.8	12.2	7.3	7.7	5.1
神奈川県	24.5	18.3	23.7	12.3	7.1	8.1	6.0

地域包括ケア「見える化」システムから抽出（時点）令和3年(2021年)

Kanagawa Prefectural Government

## 【高齢者に占める75歳以上85歳未満の割合】

	H27	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
全国	33.6	34.5	39.7	39.3	33.3	31.0	33.3
神奈川県	33.2	36.5	41.0	37.6	30.3	29.8	34.6
横浜市	33.8	36.3	40.3	36.7	29.7	29.9	34.8
川崎市	33.1	35.4	39.3	36.0	29.6	29.7	34.3
相模原市	31.9	37.1	42.0	38.3	30.7	29.6	34.3
横須賀市	33.9	37.4	43.0	39.7	31.8	30.3	34.8
鎌倉市	35.4	37.6	41.3	35.9	28.0	29.0	35.0
逗子市	35.2	38.7	42.5	36.4	29.4	31.2	36.8
三浦市	34.0	35.2	41.0	41.4	33.7	30.3	34.1
葉山町	33.4	38.4	42.8	36.7	27.6	28.3	35.0
厚木市	30.0	35.7	43.3	41.1	32.1	29.5	34.2
大和市	32.1	37.9	42.2	36.9	29.3	29.3	34.7
海老名市	31.5	37.5	43.5	40.4	31.3	29.3	34.3
座間市	32.4	37.4	42.0	38.0	30.2	29.7	35.0
綾瀬市	31.5	39.7	45.9	41.2	30.5	27.4	33.4
愛川町	30.4	34.7	42.5	43.9	36.2	31.4	35.4
清川村	29.7	31.3	42.0	46.7	37.9	29.3	31.9
藤沢市	33.2	36.9	41.6	37.6	30.1	30.2	35.2
茅ヶ崎市	33.9	37.4	41.8	37.9	30.4	30.1	35.0
寒川町	30.6	35.8	42.6	41.2	32.9	29.7	32.6
平塚市	32.0	35.8	41.4	39.1	31.6	29.8	34.0
秦野市	29.6	34.6	43.1	42.1	33.3	30.3	33.5
伊勢原市	31.6	36.8	42.6	39.3	31.2	30.3	34.9
大磯町	32.1	36.7	43.5	41.0	32.0	29.9	35.0
二宮町	34.1	38.3	43.5	38.9	31.4	31.6	35.9
小田原市	33.7	35.6	40.5	38.6	32.0	31.1	35.1
南足柄市	34.6	37.9	43.2	40.9	33.0	31.1	35.7
中井町	28.6	33.3	42.2	42.6	33.1	26.7	29.4
大井町	31.0	36.0	44.1	40.6	30.2	28.1	33.9
松田町	35.0	36.2	41.1	40.6	33.8	32.3	36.4
山北町	33.5	32.7	39.7	43.9	40.2	36.3	35.2
開成町	33.0	36.9	40.7	37.1	29.2	27.5	32.2
箱根町	32.7	35.6	42.6	41.4	33.7	30.7	33.4
真鶴町	34.4	37.1	41.2	38.8	34.6	35.2	37.9
湯河原町	34.0	37.6	41.6	37.7	30.4	29.6	34.4

地域包括ケア「見える化」システムから抽出



移動支援のための給付・事業		サービス内容・目的	対象者	根拠法律	主な財源
市町村単独事業	福祉タクシー利用券交付事業	<b>在宅</b> で重度の障がいのある方等の社会参加支援のための福祉タクシー利用券の交付	市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた障害者（身体・知的・精神）等	条例	公費 市町村100%
介護給付	訪問介護（通院等乗降介助）	要介護者の通院等のために事業所の訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行い、①乗車前後の屋内外での移動等の介助、または、②通院先等での受診等の手続・移動等の介助を1対1で行うサービス。 ※運転時間中の移送行為や運賃は介護報酬の対象外	<b>居宅</b> （自宅・有料老人ホーム・ケアハウス・サービス付き高齢者向け住宅等）で生活している要介護被保険者	介護保険法	介護保険(50%) 公費 ：国25% ：県12.5% ：市町村12.5%
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスD）	要支援者等が通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援※ ※付き添い支援の担い手に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援被保険者</li> <li>基本チェックリスト該当者</li> <li>継続利用<b>居宅</b>要介護被保険者</li> </ul>		
市町村特別給付	移送サービス	要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるもの	要支援・要介護被保険者（市町村が対象者を指定）		

※福祉タクシー（福祉有償運送）とは、高齢者や障害者など、公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に、社会福祉協議会、訪問介護事業者やNPO等が通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う送迎サービス。運送の対価（運賃）は、タクシー料金の2分の1を目安に各福祉有償運送業者ごとに設定。利用する場合は事前に各福祉有償運送事業者への会員登録が必要。